

ルーマニア

商標規則

商標及び地理的表示法 No. 84/1998 施行規則

2010年11月10日公布

2010年12月5日施行

目次

第 I 章 総則

- 規則 1 定義
- 規則 2 法の適用範囲
- 規則 3 図柄で表示することができる標識としての商標
- 規則 4 保護の取得
- 規則 5 公用語
- 規則 6 職業代理人による代理
- 規則 7 複数の出願人又は所有者
- 規則 8 期間
- 規則 9 署名

第 II 章 商標登録出願

- 規則 10 出願の様式及び内容
- 規則 11 商品及びサービスの一覧

第 III 章 商標登録手続

- 規則 12 OSIM に対する商標登録出願
- 規則 13 正規の出願
- 規則 14 商標登録出願の分割
- 規則 15 優先権主張
- 規則 16 出願の公告
- 規則 17 意見
- 規則 18 異議申立
- 規則 19 周知性の決定及び証明
- 規則 20 商標登録出願の審査手続
- 規則 21 商標登録
- 規則 22 商標登録簿への商標登録の記入

第 IV 章 国際商標登録

- 規則 23 商標の国際登録出願
- 規則 24 ルーマニアにおける国際登録の効果

第 V 章 共同体商標

- 規則 25 共同体商標の登録出願
- 規則 26 国内商標の先順位の主張
- 規則 27 共同体商標出願の変更

第 VI 章 補正

- 規則 28 商標登録出願の補正
- 規則 29 登録商標の補正
- 規則 30 商標所有者／代理人の名称又は住所／登録事務所の変更
- 規則 31 商標登録の更新

第 VII 章 商標における権利の移転：譲渡，ライセンスその他の権利

- 規則 32 商標の譲渡の記録を求める請求
- 規則 33 所有者の変更
- 規則 34 譲渡の記録
- 規則 35 ライセンスその他の権利の記録

第 VIII 章 商標に係る権利の喪失

- 規則 36 権利の喪失
- 規則 37 保護期間の満了
- 規則 38 放棄
- 規則 39 商標登録の取消

第 IX 章 団体標章及び証明標章

- 規則 40 団体標章の保護
- 規則 41 証明標章の保護

第 X 章 地理的表示

- 規則 42 地理的表示の保護
- 規則 43 地理的表示の登録出願
- 規則 44 地理的表示の登録手続
- 規則 45 明細書の補正
- 規則 46 地理的表示を使用する権利の更新請求
- 規則 47 地理的表示に係る権利の保護

第 XI 章 審判委員会

- 規則 48 審判委員会
- 規則 49 審判委員会の構成及び権限
- 規則 50 審判請求の解決手続
- 規則 51 審判請求会議の準備
- 規則 52 会議及び討議

- 規則 53 審判委員会の決定
- 規則 54 審判請求の証拠保管

第 XII 章 印刷された様式及び登録簿

- 規則 55 OSIM の印刷された様式
- 規則 56 商標登録簿
- 規則 57 地理的表示登録簿
- 規則 58 最終及び経過規定

第 I 章 総則

規則 1 定義

- (1) 本規則の意義の範囲内で、次の用語及び語句は次のとおり意味する。
- (a) 法—商標及び地理的表示に関する法律 No. 84/1998(再公布)をいう。
 - (b) 規則—商標及び地理的表示に関する法律 No. 84/1998 の施行規則(再公布)をいう。
 - (c) OSIM—国家発明商標庁をいう。
 - (d) BOPI—紙面又は電子様式であって OSIM のウェブページでも公開される工業所有権公報をいう。
 - (e) WIPO—世界知的所有権機関をいう。
 - (f) 世界知的所有権機関公報—国際登録された商標に関する WIPO 公報をいう。
 - (g) OHIM—欧州共同体商標意匠庁をいう。
 - (h) ニース分類—1957年6月15日の標章登録のための商品及びサービスの国際分類に関するニース協定により制定された分類であって、その後1967年7月14日にストックホルムで及び1977年5月13日にジュネーヴで改正され、1979年10月2日に修正され、ルーマニアが工業所有権分野における国際分類の設立協定に加盟するために法律 No. 3/1998 により採択したものをいう。
 - (i) ウィーン分類—1973年6月12日にウィーンで締結された標章の図形的要素の国際分類を設定するウィーン協定により制定された分類であって、1985年10月1日に修正され、ルーマニアが法律 No. 3/1998 により採択したものをいう。
 - (j) 共通規則—政令 No. 1176/1968 によってルーマニアが批准したマドリッド協定に基づく施行規則及び商標の国際登録に関する同協定議定書であって、1989年6月27日にマドリッドで締結され法律 No. 5/1998 によってルーマニアが批准したものをいう。
 - (k) 利害関係人—商標の登録出願又は登録商標に関する適法の利害を有する者であって、その権利が害される虞のある者をいう。
- (1) 商標の使用—有意義かつ実効的な数量で商標が関連する商品又はサービスの営業化、及びそれに関する販促活動の実施(広告及び展示会博覧会への出品を含む)をいう。
- (m) 使用範囲—商標がルーマニアの領域で貼付され販売され又は輸出される商品及び／又はサービスの分量をいう。
 - (n) 地理的範囲—ルーマニア領域における周知商標の知名度の範囲をいう。
 - (o) 周知商標の知名度の程度—関連する公共分野が商標の知名度を有する度合をいう。
- (2) 法第 3 条に定義された用語及び語句は、本規則において同一の意味を有する。

規則 2 法の適用範囲

- (1) 法は、商品又はサービスに言及する単独商標、団体商標及び証明標章のすべてに適用される。
- (2) 商品の地理的表示は、法、共同体規則及びルーマニアが加盟国である国際条約にしたがって、ルーマニアにおいて保護される。

規則 3 図柄で表示することができる標識としての商標

- (1) 商標は、法第 2 条に従って図柄で表示することができる標識から構成することができる。
- (2) 法第 5 条(1)(m)に基づいて、*高度に象徴的な価値*の標識とは、宗教的象徴、法人又は慈

善基金に帰属する記章又はロゴ，教育目的の文化団体に帰属する象徴，重要な歴史上の人物の名称をいう。

(3) 商標が高度に象徴的な価値の標識を含むか否かを評価するために，OSIM は，必要とみならず限り，管轄当局の見解を求めることができる。

(4) 周知商標が工業所有権の保護に関する 1883 年 3 月 20 日のパリ条約(改正修正されルーマニアが政令 No. 1177/1968 で批准)第 6 条の 3 に基づいて考慮されたもの以外の紋章，記章，家紋又は紋章学上の標識を含むか否かを評価するために，OSIM は管轄当局の見解を求める。

規則 4 保護の取得

(1) 商標の保護は，OSIM へのその登録によってルーマニアで得ることができる。

(2) 商標の国際保護は，マドリッド協定及び同協定に関する議定書に基づいてルーマニアで認定される。

(3) 共同体商標保護は，共同体商標に関する 2009 年 2 月 26 日の理事会規則(EC)No. 207/2009 に基づいてルーマニアで認定される。

規則 5 公用語

商標及び地理的表示の登録出願，登録のために提出され又は登録された商標及び地理的表示に関係するその他の申請，並びにそれらに言及するすべての通信は，ルーマニア語で作成し，OSIM に提出しなければならない。

規則 6 職業代理人による代理

(1) 商標出願人，商標所有者又は利害関係人については，ルーマニアに居住し又は登録事務所を有する職業代理人が OSIM に対する手続において代理することができる。

(2) 商標出願人，商標所有者又は利害関係人は，職業代理人によって代理されておらず，ルーマニア領域に住所，営業所又は実際の有効な商工施設を有していない場合は，OSIM での手続を実行するためにルーマニアに送達宛先を設定してそれを OSIM に伝達しなければならない。新たな送達宛先の言及又は送達宛先の放棄による送達宛先の変更は，商標の法的地位の変更についての所定手数料の納付後に限りすることができる。

(3) 欧州連合又は欧州経済領域に住所，営業所又は実際の有効な商工施設を有さない商標出願人，商標所有者又は利害関係人は，職業代理人により代理されることを強制される。ただし，商標登録出願の手続についてはこの限りでない。

(4) 職業代理人は，商標出願人，所有者又は場合により利害関係人の名称及び署名を含む委任状と呼ぶ OSIM に宛てた書面通信により任命される。この任命は，商標の国内又は国際出願後，所定の手数料の納付を条件としてなされる。

(5) 委任状は，権限を委任した者の，1 又は 2 以上の登録出願若しくは登録商標，又はすべての現在又は将来の登録出願若しくは登録商標に言及することができる。

(6) 職業代理人は，(5)により包括委任状が与えられた場合は，その後の出願の各々において当該人の手続の根拠である委任状を表示することを条件として，OSIM に対しては当該包括委任状の写し 1 部の伝達で十分とする。

(7) 商標登録出願の放棄及び商標の取下に係る職業代理人を介しての書類の請求，並びに商標についての権利移転に関する請求は，放棄，取下又は移転を明確に述べる特別な権限委任

にしたがってのみ実行されるものとする。

(8) 商標登録出願人が職業代理人により代理されている場合は、代理人は、出願人により与えられた委任状を根拠として願書に署名することができる。

(9) 出願人又は商標所有者の代理で送達された商標登録出願又は登録商標に係る通信は、委任状がない場合は無効とする。OSIMの商標部は、請求があるときは、代理についての委任状の提出のために30日の期限を与えることができる。

(10) 出願人、所有者又は利害関係人は、職業代理人を1に限るものとし、代理権委任状に2以上の者が表示される場合は、最初に表示の者のみが職業代理人とみなされる。

(11) 商標登録出願又は登録商標に係る職業代理人が任命されたことが証明された場合は、OSIMは、出願人又は所有者が職業代理人を有する旨の陳述並びに職業代理人の名称及び住所又は登録事務所を商標登録簿に記入する。

(12) (11)による職業代理人の任命に係る記入事項は、出願人、所有者又は職業代理人により署名された申請書により抹消が請求された場合は、抹消される。

(13) 職業代理人の記録は、新しい職業代理人が任命された時又は所有者の変更が記録されたが新しい所有者が職業代理人を任命しなかったときは、OSIMにより職権で抹消される。

(14) 職業代理人の記録の抹消は、(12)による抹消の申請書をOSIMが受理した日から又は該当する場合は(13)によりOSIMが職権により職業代理人の記録を抹消した日から、発効する。

規則7 複数の出願人又は所有者

(1) 複数の者が出願人又は商標所有者である場合は、それらの者は、OSIMとの通信について出願人又は商標所有者の1を指定しなければならず、そうでない場合は、OSIMは商標登録出願に表示の最初の者と通信する。

(2) 商標登録出願の出願人又は登録商標の所有者が複数の場合は、単独代理人の任命によって代理を受けることができる。

規則8 期間

(1) 日数により表現される期間は、暦日から成り、初日又は期間満了日の何れかは含まないものとし、月数により表現される期間は、月の初日対応日に満了するものとする。

(2) 月の29日、30日又は31日に開始し、当該対応日を有さない月に満了する期間は、翌月の最初の日に満了するものとみなされ、法定休日又はOSIMの公衆に対する非就業日に満了する期間は、翌就業日の終了時まで延長される。

(3) 期間の起算は、手続に係る書類の伝達日、すなわちOSIM発行の書類が出願人、所有者、利害関係人又は該当する場合は職業代理人により受領された日から開始される。当該日は受付郵便局の消印により確認される。

(4) OSIM宛に郵送された手続書類は、期間満了前に郵便局に提出された場合は、期限内に提出されたものとみなされる。

(5) 商標登録出願人又は異議申立人の請求に基づいてOSIMが与える期限により、法第22条に規定された夫々の審査期限が延長される。

(6) 手続の所定期限内の未了は、出願人が不可抗力により妨げられたことを証明できる場合及び当該事由の終了後2月の期間内に、手続を完了しなければならない日から1年を超えることなく手続を完了する場合は、法及び本規則に規定する制裁を課せられない。

(7) OSIM での手続において不可抗力で期限を守れなかった出願人又は所有者は、OSIM での手続を所定期限内に完了するために全力を尽くしたことを、手続の完了に対する障害の除去後 2 月以内、不遵守期限から 1 年以内に証明することを条件として、回復を受ける権利を有する。

(8) (7)は、期限の不遵守が OSIM 手続の本人部分によるものであって代理人によるものでない場合に限り適用される。

(9) (7)の規定は、次に関する場合は、適用されない。

(a) 法第 12 条に基づく優先権主張の期限

(b) 意見又は異議申立の期限

(c) 審判委員会に審判請求する期限

規則 9 署名

(1) 書類が、出願人、所有者、利害関係人又は職業代理人により署名されていなかった場合は、その後当該書類が最長 1 月以内に署名されることを条件として、当該書類の OSIM に対する提出日が認められる。

(2) ファクシミリにより送信された書類の署名は、ファクシミリ送信日後、原本が最長 1 月以内に OSIM 宛に送達されることを条件として、有効であるとみなされる。

(3) 電子媒体による書類の送達は、商標出願を含め、OSIM 長官の指示に従ってなされなければならない。

第 II 章 商標登録出願

規則 10 出願の様式及び内容

- (1) 商標登録出願は、標準様式を使用して 1 部のみ作成する。
 - (2) 願書には、次の要素を含める。
 - (a) 商標登録の明示的請求
 - (b) 出願人の名称、住所又は登録事務所
 - (c) 出願人が外国人である場合は、出願人が国民である国の表示、出願人が居住地を有する国の表示又は該当する場合は出願人がパリ条約第 3 条の範疇の事業体を有する国の表示
 - (d) 出願人が法人である場合は、法人の組織形態及びその組織定款を法律が管轄する国の表示
 - (e) 出願人が職業代理人を有する場合は、当該職業代理人の名称、住所又は登録事務所
 - (f) 先の出願の優先権が法第 10 条(2)により主張される場合は、先の出願の国及び日付の表示を伴う優先権主張の宣言
 - (g) 博覧会における商品又はサービスの展示から発生する優先権が、法第 11 条(1)により主張され、出願人が一定期間の保護の享受を望む場合は、博覧会の場所及び名称並びに博覧会における商品又はサービスの展示日の表示を伴う博覧会優先権主張の宣言
 - (h) 出願人が、商標の識別性の要素として色彩を主張する場合は、その旨の宣言、並びに主張される 1 又は 2 以上の色彩の名称又はコードの表示及び各々の色彩につき商標の当該色彩を含む主要部分の表示
 - (i) 商標が特別の図柄を有するか又は商標が図形である場合は、その説明
 - (j) 商標が立体である場合は、その旨の宣言
 - (k) 商標が全体的又は部分的にローマ字以外により又はアラビア数字若しくはローマ数字以外により構成される場合は、当該文字及び数字の翻字
 - (1) 商標が全体的又は部分的にルーマニア語以外の言語の 1 又は複数の語句により構成される場合は、その翻訳
 - (m) 商標登録出願の対象である商品又はサービスの名称の表示であって、ニース分類に従って区分され、商品又はサービスの属する類の番号が付されたもの
 - (n) 出願人又は該当する場合は職業代理人の署名
- (3) 願書には、最大 8×8cm のサイズによる商標の図柄又は写真の複製を添付する。
 - (4) 商標が立体である旨の宣言を出願が含む場合は、出願人は、商標の図柄又は写真の複製を添付する。
 - (5) (4)により提出される複製は、出願人の選択により、商標の 1 図面か又は 3 までの異なる図面により構成することができる。
 - (6) 立体商標の複製が商標の詳細を十分に表現していない場合は、OSIM の商標部は、この商標の複数の異なる図面 6 点まで及び説明を提供するよう請求することができる。
 - (7) 商標がホログラムである旨の宣言を願書が含む場合は、出願人は、全体としてのホログラフィック効果(ホログラム自体)を見せる標識の単独図面から、又は出願人の希望があるときは異なる角度からのホログラムの複数の図面から成る商標の複製を提出しなければならない。
 - (8) 図又は一連の図から成る複製がホログラムを正確に表現することができない場合は、

OSIM は、出願人がホログラム商標の説明も提供することを求めることができる。

(9) 出願及び公告手数料の納付証明は、出願時又は当該日後 3 月以内に提出するものとし、実体審査中に点検される。

(10) 納付書類は、提出された願書の確認に必要なデータを明示的に含まなければならない。

(11) 商標登録出願は、場合により次の書類を以て追加的に補完することができる。

(a) 出願人が法第 10 条(2)に基づいて先の出願の優先権の享受を望む場合は、商標の先の出願の最初の提出日を証明する書類であって、外国政府により交付され、原本に忠実なルーマニア語翻訳文を伴うもの

(b) 出願人が公認博覧会における商標の展示から発生する博覧会優先権の享受を望む場合は、商標が博覧会に展示された商品及びサービスに適用された旨を証明し、かつ、博覧会における最初の展示日を記載した書類であって、博覧会主催者により交付され、ルーマニア語翻訳文を伴うもの

(c) OSIM に対して出願人を代理するについての本人自署の委任状であって、ルーマニア語で作成され又はルーマニア語翻訳文を伴うもの

(d) 団体商標使用規約

(e) 証明商標使用規約

(f) 証明活動の法的行使の証明書類又は該当する場合は本国における証明商標登録の証拠

(12) (11) (b) の適用上、出願人は、少なくとも次の詳細事項を含まなければならない博覧会優先権証明書を提出しなければならない。

(a) 参加した博覧会の名称

(b) 博覧会開催の場所及び期間

(c) 博覧会の主催者、その身元詳細及び署名

(d) 当該商標に基づいて公衆に披露された商品及び／又はサービス、並びに博覧会における最初の展示の日時

(e) 主催者に代わって書類の真正性を証明することを授権された者の名称及び署名

(f) 証明書の発行日

規則 11 商品及びサービスの一覧

(1) 商標保護が請求される商品及びサービスの一覧は、商品及びサービスの名称によりニース分類に基づく 1 の類に限る商品及びサービスの分類ができるように、厳密な用語で設定しなければならない。

(2) 必要な場合は、予備審査手続中に、OSIM の商標部は、ニース分類に従って提出済一覧の分類手続を進め、そのように分類された商品及び／又はサービスの一覧並びに当該手続について法に規定する手数料を出願人に通知する。

(3) 出願人によって提出された商品及び／又はサービスの一覧がニース分類に従って分類済みである場合は、OSIM は、提出された一覧の分類を検認し、過誤が確認されたときは、訂正版を出願人に伝達し、出願人はそのようになされた再分類に対応する手数料を納付しなければならない。

(4) 商品及びサービスは、ニース分類に基づいて同一の類に分類されているとの理由により互いに類似するとみなすことはできず、別の類に分類されているとの理由で相違するとみなすこともできない。

第 III 章 商標登録手続

規則 12 OSIM に対する商標登録出願

- (1) 商標登録は、自然人又は私的若しくは公的法人により直接又は職業代理人を介して OSIM に出願される。
- (2) 商標登録出願は、OSIM に対して次のように行うことができる。
 - (a) 直接出願し、OSIM 一般登録局の受領確認を得る。
 - (b) 郵送出願し、書留郵便に対して受領確認を得る。又はファックスによる。
 - (c) 電子媒体によるオンラインで、OSIM のウェブ頁を使用する。
- (3) 出願受領局は、願書に受領年月日を記入し、出願を受領順に記録する。正規の就業時間後又は毎週の定休日又は法定休日に OSIM で受領された出願は、翌就業日に記録される。
- (4) 出願受領局は、商標登録出願を審査のために商標部へ直ちに送達する。

規則 13 正規の出願

- (1) 商標部は、正規の出願を構成する法的要件が満たされているか否かを確認するために商標登録出願を審査する。
- (2) 正規の国内出願日は、ルーマニア語で作成され、次の事項を内容とする商標登録出願の OSIM に対する提出日である。
 - (a) 商標登録の明示的請求
 - (b) 出願人又は場合により職業代理人を特定する情報
 - (c) 商標登録出願の対象である商品及び／又はサービスの一覧
 - (d) 登録出願の対象である商標の十分に明瞭な複製
 - (e) 商標登録出願及び公告に関する法定手数料の納付証明
- (3) OSIM への商標登録出願の出願日後 7 日以内に、庁は、出願が(2)に規定する条件を満たすか否かを審査し、規則 16 に従って出願日を付与し、出願を公告する。
- (4) OSIM の商標部は、ニース分類遵守の観点から商品及びサービスの一覧を点検し、商標が図形的要素も含む場合は、ウィーン分類で分類する。
- (5) (2)に規定する要素の何れかが商標登録出願に不足している場合は、OSIM は、確認された不足を出願人に通知するものとし、出願人が通知日後 3 月以内に出願人が不備を是正する場合は、出願日は当該要素のすべてが OSIM に対して伝達された日とする。
- (6) 出願人が法第 16 条に規定の期限内に出願の完備を怠る場合は、OSIM は、商標登録出願を拒絶し、公告及び審査手数料(納付済みの場合)を払い戻すものとする。
- (7) 商標登録出願の出願人が欧州連合又は欧州経済領域外の出身であり、その者が願書において代理人を指定しなかった場合は、OSIM は、正規の出願を構成する要件が遵守されていない旨を確認し、出願を完備するための 3 月の期間を出願人に認める。
- (8) 正規の出願日に関する通知は、その交付後 10 日以内に出願人に伝達される。
- (9) 商標登録出願のその他の欠陥の場合において、出願人が OSIM から通知された期限内に出願を完備しないときは、出願は拒絶される。

規則 14 商標登録出願の分割

- (1) 出願人は、分割出願に列挙された商品又はサービスの場合は商標登録が別個の出願とし

て取り扱われる旨を宣言して、商標登録出願の分割を請求することができる。

- (2) 分割出願は、法第 9 条(2)に規定する要素を内容とし、法定手数料の納付を条件とする。
- (3) 分割出願は、原出願と同じ出願日及び／又は優先日を享受する。
- (4) 商標登録出願の分割に係る宣言は、撤回することができない。

規則 15 優先権主張

(1) 1 又は 2 以上の先の出願の優先権が法第 10 条(2)の適用上主張されている場合は、出願人は、主張された優先権を証明する政府交付書類であって、先の出願番号又は先の登録番号及び規則 10(11) (a)にいう翻訳文を伴うものを OSIM に対して伝達するために、商標登録出願日から起算して 3 月が付与される。

(2) 法第 11 条の意義における博覧会優先権が主張されている場合は、出願人は、規則 10(11) (b)に規定する書類を OSIM に伝達するために、商標の正規の出願日から起算して 3 月が付与される。

規則 16 出願の公告

(1) 法的要件の遵守が確認された商標登録出願は、出願日を与えられ、法第 17 条の規定に従って 7 日以内に電子様式で BOPI に公告される。

(2) 商標登録出願は、次を表示して、OSIM のウェブ頁に電子様式で公告される。

- (a) 出願人の名称、住所又は登録事務所
- (b) 職業代理人の名称、住所又は登録事務所
- (c) 商標の複製及び該当する場合は主張される色彩の表示を伴う「色」の記載
- (d) ニース分類の類に従う商品及びサービスの一覧
- (e) ウィーン分類の類
- (f) 出願日及び出願番号
- (g) 主張されている優先権に係る表示
- (h) 該当する場合は、商標が団体商標である又は証明標章である旨の記載
- (i) 出願公告日

(3) 商標の公告が、OSIM に起因する理由により要素の若干の不備又は欠如を伴う場合は、OSIM は、職権により又は出願人の請求により更正手続を取る。なされた更正事項は手数料納付の対象とならず、BOPI に公告される。

規則 17 意見

(1) 利害関係人は、法第 18 条に規定する期限内に法第 5 条に規定する拒絶の絶対的理由の何れかで商標登録出願に言及する意見を提出することができる。

(2) 意見は、それが言及する商標登録出願の番号を表示して書面でなすものとし、手数料納付を条件としない。

(3) 意見手続の枠内で、(1)にいう者は、審査手続の当事者の地位を有することはできず、OSIM からの伝達を受けることができない。

(4) 意見は出願人に通知することができ、出願人は審査手続中に応答を出すことができる。

(5) 意見は、商標登録出願の審査手続中に分析される。

規則 18 異議申立

(1) 利害関係人は、法第 6 条に規定する拒絶の相対的理由の何れかで異議申立をすることができる。意見及び異議申立は、OSIM に提出する共通の通知の主題とすることはできない。拒絶の絶対的理由に関する議論は、異議申立手続中には認められない。

(2) 異議申立の通知には、次を含めなければならない。

(a) 異議申立の対象である商標登録出願に係る表示、すなわち、商標登録出願番号、出願人名称、異議申立の対象である商品及びサービスの記載

(b) 異議申立の根拠である先の商標、又は先の権利に係る表示

(c) 先の商標若しくは先の権利の表示及び該当する場合は説明、又は異議申立された商標の登録証の写し、並びに該当する場合は異議申立人が主張する先の権利の所有者であることを証明することができる他の書類

(d) 先の商標が登録若しくは出願された又は先の商標がルーマニアで周知であるか若しくは名声を有する商品及びサービス

(e) 異議申立をする者の資格及び権利に係る記載

(f) 異議申立の裏付に援用される理由の詳細な提示並びにそのための法的理由

(g) 職業代理人の名称、住所又は登録事務所。異議申立が代理人を介してなされる場合は、異議申立人が署名した委任状も異議申立の通知と共に提出されなければならない。

(3) 先の商標が存在するとの理由により異議申立がなされる場合は、異議申立書類は、商標登録の証拠、例えば登録証又は該当する場合は商標が周知の事実であることの証明書類を伴うものとし、異議申立が先の権利の存在に基づく場合は、異議申立書類は、その権利が取得されたこと及び当該権利の保護の範囲を証明する書類を伴うものとする。

(4) (2) (f) 及び (g) にいう要件を遵守するために、異議申立人は、最大 2 月の延長を OSIM に求めることができる。当該延長は、異議申立人が OSIM の通知に対して応答を提出するための追加期限のために法律で定める金額で手数料を納付した場合に限り認められる。異議申立人が当該要件を守れない場合は、異議申立委員会は、提出された書類に基づいて異議申立を解決する。

(5) 国内商標登録出願の場合は、異議申立する期限は、その BOPI における電子様式での公告日から起算し、国際商標登録出願の場合は、異議申立する期限は、その WIPO 公報での電子様式での公告日から起算する。

(6) OSIM は、異議申立を出願人に伝達し、法第 20 条(2)に規定する期限内に当該人の見解を提出するよう求めるものとする。異議申立人が異議申立の理由の詳細を呈示する場合は、OSIM はその詳細申立を出願人に伝達し、見解を形成するために 30 日の期限を与える。

(7) 法第 20 条(2)にいう期限の満了前に OSIM に提出された出願人の請求があるときは、異議申立された商標の所有者は、次を証明する証拠を OSIM に提出しなければならない。

(a) 商標が登録された若しくは周知とみなされる商品及びサービスに関して、異議申立された商標の公告日前の 5 年以内に、先の商標が、国内経路で若しくは国際経路で保護されルーマニアで有効な商標の場合はルーマニア領域で、又は共同体商標の場合は少なくとも 1 の欧州連合加盟国若しくは欧州経済領域加盟国の領域で、有効に使用されたこと

(b) 異議申立された商標の不使用について正当な理由があること

(8) OSIM から異議申立人への通知日から最大 30 日以内に異議申立された商標の使用を証明する証拠が欠如している場合は、異議申立は拒絶されるものとする。

(9) 異議申立された商標の使用証拠は、包装、ラベル、カタログ、送り状、写真、新聞広告、陳述書等で構成することができる。

(10) 出願人が法定期限内に回答しない場合は、OSIMは、提出された書類に依拠して異議申立について決定することができる。出願人の請求があるときは、OSIMは異議申立に回答するための前記の最大30日の期限を延長することができる。

(11) 法第19条によりなされた異議申立は、商標部部長により指名される3人の専門家(その中の1人は当該商標登録出願の審査官)により構成される審査委員会により解決される。

(12) OSIMは、実体審査の必須要件として異議申立の全体的又は部分的な認容又は拒絶について通知し、これは商標登録の認容又は拒絶の決定書に述べられる。

規則19 周知性の決定及び証明

(1) 商標が周知であるか否かを評価するためには、当該商標が次の領域において周知の事実であることを以て十分とする。

(a) ルーマニア領域、及び

(b) 商標が使用されている商品又はサービスについて関連するルーマニア公衆の対象分野

(2) (1)(b)の範疇において、当該公衆の対象分野は、次の要因に基づいて確定される。

(a) 商標が言及する商品又はサービスについて目標とされる消費者層。この見込消費者層の確定は、商標の使用対象である一定の商品又はサービスの消費者群に対してなされる。

(b) 商標が言及する商品又はサービスの流通経路

(3) 異議申立中に、法第24条に規定の基準を守って周知商標に関する拒絶理由が審査される。OSIMは、ルーマニアにおける商標の周知性の評価のために政府機関、公共機関及び私的法人に文献の提供を請求することができる。

(4) 法第24条(c)に規定の基準の適用上、公衆による商標の周知度は、見本市又は博覧会で商標が適用される商品又はサービスの販売促進活動を含む宣伝に依拠して評価することができる。

(5) 商標の周知性は、証拠手段によって証明することができる。

(6) ルーマニア領域における商標の周知性は、次の事項に関する書類の提出によって証明することができる。

(a) 周知商標に基づく商品又はサービスの営業化又は市場化

(b) 周知商標を付した商品の輸出入

(c) ルーマニアにおける周知商標に基づく商品及びサービスの宣伝広告

規則20 商標登録出願の審査手続

(1) OSIMは、審査手数料の納付を条件として、6月以内に商標登録出願を審査する。

(2) 正規の出願及び公告の後、審査手数料及び(該当する場合は)再分類手数料が納付されていないことが確認される場合は、OSIMは、手数料納付のために、出願人に最長3月の期間を付与することができる。根拠ある理由がある場合は、OSIMは、出願人の請求に基づいて、新たに2月の期間を付与することができる。

(3) 審査手数料が(2)にいう期間内に納付されない場合は、OSIMは商標登録出願の拒絶を決定する。

(4) 商標登録出願の実体審査は、法第22条(3)及び(4)によってなされる。

- (5) 拒絶の絶対的理由の審査の結果、商標登録を妨げる理由があることが確認された場合は、OSIM は出願人に仮拒絶の通知を送付し、それに関するその者の意見を 3 月以内に提出するよう求める。付与されたこの期間は、出願人の請求により、所定の手数料の納付を条件として更に 3 月延長することができる。
- (6) 出願人が法定期限内に仮拒絶の通知に応答しないか又はその者の意見が拒絶理由を克服できない場合は、OSIM は、商品及びサービスの一覧を限定するか、又は場合により商標登録出願を拒絶する決定をする。
- (7) 商標登録についての確かな意見及び理由が、仮拒絶の通知に対する出願人の応答に含まれている場合は、当該意見及び理由が認められる。この場合、OSIM の商標部は、商標登録の認容を決定することができる。
- (8) 異議申立が法第 6 条にいう拒絶の相対的理由に基づいて商標登録出願に関してなされた場合は、当該異議申立は、異議申立審判委員会によって解決される。委員会は、異議申立を認めるか拒絶するかについて通知を出し、実体審査はこれを考慮に入れなければならない。
- (9) OSIM は、出願人から受領した応答に基づき、かつ、該当する場合は異議申立審判委員会の通知に基づいて商標登録出願の審査を確定し、登録出願を認めるか又は拒絶する決定を発する。
- (10) 商標の登録又は出願の拒絶の OSIM 決定は、決定後最長 7 日以内に出願人に伝達され、異議申立がなされている場合は、異議申立人に伝達される。
- (11) 登録出願の認容の決定日後最長 2 月で商標は BOPI に公告される。
- (12) 出願人は、所定の手数料納付を条件として、法第 22 条(2)に従って出願の加速審査を請求することができる。
- (13) 拒絶の絶対的理由の審査後の異議申立又は通知などの法律手続が、商標登録出願の審査中に生じる場合は、これらにより法第 22 条にいう期限が相応に延長され、OSIM は審査手数料を返却する義務はない。
- (14) 拒絶の絶対的理由の審査手続中に、欧州理事会が所有する紋章又はその一部を含む標識は登録を拒絶される。
- (15) 商標登録出願に関する OSIM の決定は、関係ファイルの審査官によってなされる。
- (16) 異議申立がなされた場合は、規則 18(11)にいう審査委員会が異議申立を認容するか拒絶するかについての通知を出す。

規則 21 商標登録

- (1) 商標登録出願が登録の法的条件を遵守しており、かつ、異議申立が法第 19 条(1)に規定の期限内になされなかった場合、又は異議申立拒絶の通知が発せられた場合は、OSIM は商標を登録し、それを商標登録簿に記入することを決定する。
- (2) BOPI における商標登録の公告には、次の表示を含めなければならない。
- (a) 出願人の名称及び住所又は登録事務所
 - (b) 職業代理人の名称及び住所又は登録事務所
 - (c) 商標の複製及び該当する場合は主張される色彩の表示を付した「色」の記載、並びに図形的要素を含む商標の場合は、図形的要素の分類における類の表示
 - (d) ニース分類に従う類による商品及びサービスの一覧
 - (e) 出願日及び出願番号並びに商標番号

- (f) 主張され認められた優先権に関する表示
- (g) 商標が団体商標又は証明商標であることの記載
- (h) 場合により、商標がその使用の結果として商標登録出願日より先に識別性を取得したことの記載
- (i) 法第 23 条(1)に規定の場合は、出願人が商標要素に対する排他的権利を放棄する旨の陳述
- (3) 商標登録出願の拒絶決定が裁判所の終局判決で取り消された場合は、利害関係人は、BOPIでの公告のために OSIM にその決定を伝達する。
- (4) 公告後に商標が登録を拒絶されたか又は裁判所の終局判決によって取り消された場合は、この決定は BOPI において公告される。

規則 22 商標登録簿への商標登録の記入

- (1) 法第 22 条(1)に従って登録された商標は、商標登録簿に記入される。
- (2) 商標登録簿における商標登録の記録、その公告及び商標登録証の交付は、工業所有権保護分野における手数料及びその使用に関する政令 No. 41/1998 附属書 4(8) (後の補正により再公布)に規定される金額の単一手数料の納付を条件とする。
- (3) 所有者は、法定手数料の納付を条件として、交付される登録証の認証謄本を請求することができる。副本は、最初の証明書の喪失の表明が公告されたことの証明がなされ、かつ、証明書交付の法定手数料が納付された場合に限り請求することができる。

第 IV 章 国際商標登録

規則 23 商標の国際登録出願

- (1) マドリッド協定第 3 条又は場合により同協定議定書第 3 条に従い、かつ、共通規則に従う国際商標登録出願は、OSIM を介して WIPO 国際事務局へ提出する。出願人及び受理官庁としての OSIM によって署名された出願は、国際事務局へ提出される。
- (2) 国際商標登録出願日に、WIPO への出願送達に係る手数料納付の証明も提出しなければならない。
- (3) 同一要件が、国際商標の後にする指定の送達に適用される。
- (4) マドリッド協定第 8.2 条又は場合によりマドリッド議定書第 8.2 条に基づいて納付を要する国際手数料は、出願人が WIPO 国際事務局へ直接納付しなければならない。

規則 24 ルーマニアにおける国際登録の効果

- (1) 国際登録出願の対象であり、保護がルーマニアの指定に基づいて請求されている商標は、法に定める拒絶理由の分析による実体審査を受けなければならない。審査後の決定の通知は共通規則に従って WIPO へ転送される。
- (2) 商標の WIPO に対する国際登録であって、その保護がマドリッド協定第 3 条の 3 により又はマドリッド協定議定書第 3 条の 3 によりルーマニア領域にも及ぶ商標は、国内経路によって登録された商標と同一の効力を有する。
- (3) 保護がルーマニア領域において発効する商標の国際登録は、商標登録簿に記入される。

第 V 章 共同体商標

規則 25 共同体商標の登録出願

(1) 共同体商標の登録出願は、出願人の選択で、OHIM へ直接か又は OSIM を介してかの何れかによってなされる。

(2) 共同体商標登録出願が OSIM になされた場合は、OSIM は、審査をせず出願後最長 2 週間の期限内に出願を OHIM へ転送する。

(3) 共同体商標の登録出願日に、出願転送手数料の納付証明も提出しなければならない。当該手数料は、送付費用のみに係るものである。

(4) (2)にいう場合に、商標登録出願の出願日は、理事会規則(EC)No. 207/2007 第 26 条(1)に定める次の要素を含む共同体商標登録出願の OSIM への提出日である。

- (a) 共同体商標登録の願書
- (b) 出願人を特定する情報
- (c) 登録が請求される商品又はサービスの一覧
- (d) 商標の表示見本

ただし、出願人が OHIM へ直接納付すべき出願手数料が、(a)から(d)までの要素の提出後 1 月以内に納付されることを条件とする。

規則 26 国内商標の先順位的主張

(1) ルーマニアで登録された先の商標又はルーマニアで効力を有する国際登録の主題である商標の所有者は、法第 68 条(1)に従って、同一の商品及びサービスに係る又は先の商標の登録対象である商品及びサービス又はその商品及びサービスの一覧に含まれるものと同一商標の共同体登録の際に先の商標の先順位を享受することができる。

(2) 国内登録の先順位が主張される場合に、共同体商標の所有者が先の商標を放棄する又は先の商標の権利が何らかの理由で失効する場合は、その所有者は、先の商標が引き続き登録されていた場合に有した筈と同一の権利を引き続き有するものとみなされる。

(3) 共同体商標について主張された先順位は、共同体商標の登録に先立って、その先順位が主張される先の商標の所有者の権利が失効を宣言され又は先の商標が取り消され若しくは放棄される場合は失効する。

規則 27 共同体商標出願の変更

(1) 共同体商標出願又は登録された共同体商標は、理事会規則(EC)No. 207/2009 第 112 条に従って国内商標出願に変更することができる。

(2) OSIM は、共同体商標出願の国内出願への変更／変換の請求を受領し、共同体商標出願日をもって国内データベースに記入する。

(3) 変更を請求する者が欧州連合加盟国又は欧州経済領域加盟国の国民である場合は、OSIM は、出願及び公告手数料納付の要件を通知し、通知日から 3 月の期限を与える。出願は、出願人による法定手数料の納付証明の提出日に公告される。納付がない場合は、出願は拒絶される。

(4) 変更を請求する者が欧州連合加盟国又は欧州経済領域加盟国の国民でない場合は、職業代理人による代理が必須であるため、OSIM は、職業代理人の任命並びに変更請求に関する提

出及び公告手数料納付の要件をその者に通知する。

(5) (3)にいう要件は，出願人によって通知後 3 月以内に満たされなければならない。これが守られない場合は，請求は拒絶される。

第VI章 補正

規則 28 商標登録出願の補正

- (1) 商標登録出願の補正請求は、次を内容とする。
 - (a) 商標登録出願番号
 - (b) 出願人の名称、住所又は登録事務所
 - (c) 該当する場合は、職業代理人の名称、住所又は登録事務所
 - (d) 補正されるべき商標出願の要素及び補正版における要素の表示
 - (e) 補正が商標見本に関する場合は、補正された見本の複製
- (2) 商標登録出願の補正請求は、法定手数料の納付を以てのみ提出されたものとみなされ、納付がないときは、出願の補正請求は効果を生じない。
- (3) OSIM は、商標出願の補正請求に係る欠陥を補正するために1月の期間を付与することができる。欠陥が当該付与期間内に是正されない場合は、OSIM は、商標登録出願の補正請求を拒絶するものとする。
- (4) 出願人が、複数の出願において同一の要素の補正を望む場合は、単一の補正請求で十分である。補正は、補正されるべき各々の出願に関し法定手数料の納付を条件とする。
- (5) 出願人又は代理人の名称又は住所の変更に言及する請求は、出願人／代理人の不可抗力を原因とする場合は手数料の納付を条件としない。
- (6) 出願が出願人に帰する重要な誤謬を含む場合は、訂正は、同人の請求でされなければならず、法定手数料の納付の証明がなされることを条件としてBOPIに公告される。

規則 29 登録商標の補正

- (1) 商標登録の補正請求は、次を内容とする。
 - (a) 商標登録番号
 - (b) 商標所有者の名称、住所又は登録事務所
 - (c) 該当する場合は、職業代理人の名称、住所又は登録事務所
 - (d) 法第34条(1)の範疇の補正請求の対象である商標の表示見本における要素の表示
 - (e) 補正された商標の表示
- (2) 補正請求は、商標所有者が法定手数料を納付したときにのみ提出されたものとみなされる。納付がないときは、請求は単なる通信とみなされ、如何なる効果も生じない。
- (3) OSIM は、商標登録の補正請求に係る欠陥の補正につき1月の期間を付与することができ、当該欠陥が付与期間内に補正されない場合は、補正請求を拒絶する。
- (4) 補正が同一の所有者の複数の登録商標に含まれる同一の要素に言及する場合は、単一の補正請求で十分である。法定手数料は、補正されるべき各々の登録につき納付するものとする。
- (5) 商標登録又は公告がOSIMに帰する誤謬を含む場合は、その訂正は、職権により又は所有者の請求によりなされる。所有者による訂正請求は手数料の納付を要さない。なされた訂正はBOPIに公告される。
- (6) 商標登録又は公告が所有者に帰する誤謬を含む場合は、その訂正は、所有者の請求によりなされるものとし、法定手数料の納付が証明されることを条件としてBOPIに公告される。

規則 30 商標所有者／代理人の名称又は住所／登録事務所の変更

- (1) 登録商標所有者の名称、住所又は登録事務所の変更の申請は、次を内容とする。
 - (a) 商標登録番号
 - (b) 商標所有者の名称、住所又は登録事務所であつて、商標登録簿に記録されたもの
 - (c) 商標所有者の名称、住所又は登録事務所であつて、当該人の請求により変更されたもの
 - (d) 職業代理人が任命されている場合は、その名称、住所又は登録事務所
- (2) 職業代理人が所有者によって任命されていることが出願に記載されている場合は、変更請求の提出時に委任状の提出の証明もなされなければならない。
- (3) 同一所有者に帰属する 2 又はそれ以上の登録における名称、住所又は登録事務所の変更につき、単一の請求を提出することができる。
- (4) OSIM は、所有者の名称、住所又は登録事務所の変更請求における欠陥の訂正につき 1 月の期限を付与することができる。その欠陥が付与期間内に是正されない場合は、OSIM は変更請求を拒絶する。
- (5) (1) から (4) までの規定は、所有者により任命される職業代理人の名称、住所又は登録事務所の変更にも適用される。
- (6) OSIM が出願人／代理人の不可抗力の理由で発生した名称又は住所の変更を知らされた場合は、当該変更の記録についての手数料は生じない。

規則 31 商標登録の更新

- (1) 更新請求は、次を内容とする。
 - (a) 商標登録更新の明示的請求
 - (b) 申請が所有者によりなされる場合は、その名称及び住所
 - (c) 該当する場合は、所有者の名称及び住所又は登録事務所
 - (d) 商標登録出願の正規の出願日
 - (e) 商標登録番号
 - (f) 登録商標が言及するすべての商品及びサービスにつき更新が請求されている旨の記載、又は該当する場合は更新対象である商品及びサービスの類の表示
 - (g) 所有者若しくは所有者から授権された者の署名、又は該当する場合は職業代理人の署名
 - (h) 商標登録更新についての法定手数料納付の証書(更新証明書の交付手数料を含む)
- (2) 法第 30 条(3)に規定する期限内に提出された更新請求が(1)の要素を含まない場合は、OSIM は、確認された欠陥を請求人に通知し、その是正のために 3 月を付与する。
- (3) 請求が法定要件を満たす場合は、OSIM は更新証明書を交付し、証明書交付に係る手数料納付の証明がなされることを条件として、その旨を商標所有者に伝える。
- (4) 通知された欠陥が指定期限内に是正されない場合は、商標の更新は拒絶される。

第 VII 章 商標における権利の移転：譲渡，ライセンスその他の権利

規則 32 商標の譲渡の記録を求める請求

- (1) 譲渡の記録請求は，所有者又は登録商標の新たな所有者となる者が OSIM に対して行う。
- (2) 商標譲渡の記録請求は，次を含まなければならない。
 - (a) 所有者の名称，住所又は登録事務所
 - (b) 新たな所有者の名称，住所又は登録事務所
 - (c) 所有者によって代理人が任命されている場合は，その名称，住所又は登録事務所
 - (d) 代理人が新たな所有者によって任命されている場合は，その名称，住所又は登録事務所
 - (e) 新たな所有者が外国人である場合は，当該人が国民である国名，及びその者がパリ条約第 3 条の範疇の居住地又は登録事務所又は事業所を有する国名
 - (f) 新たな所有者が法人である場合は，その法定形態及び当該法人の組織化の法的枠組となった立法の帰属する国名
 - (g) 登録商標番号及び記録されるべき変更
 - (h) 譲渡が登録された商品又はサービスのすべてには係らない場合は，商標譲渡に係る商品及びサービスの一覧
 - (i) 規則 33 による商標の譲渡を証明する書類
- (3) 譲渡の記録を求める請求時に，法定手数料の納付証明が提出されなければならないが，これがなされない場合は，請求は如何なる効力も生じない。

規則 33 所有者の変更

- (1) 所有者の変更が譲渡契約に由来する場合は，譲渡の記録請求は，次の書類の 1 を伴わなければならない。
 - (a) 譲渡契約の認証謄本
 - (b) 所有者の変更を定める契約の抜粋の認証謄本
- (2) 所有者の変更が合併に由来する場合は，譲渡の記録請求は，合併書類の認証謄本を伴うものとする。
- (3) (2) の場合において，変更が共同所有者の 1 又は一部のみに係るときは，譲渡の記録請求は，残りの共同所有者により署名され，新たな所有者に関して明示的な同意を表明する書類を伴うものとする。
- (4) 所有者の変更が譲渡契約又は合併以外の理由，例えば法律作用，承継，判決による強制執行に由来する場合は，請求は，証拠書類の認証謄本を表示し当該書類を伴うものとする。
- (5) 変更が 1 又は 2 以上の出願に係る場合，若しくは 1 又は 2 以上の出願及び 1 又は 2 以上の登録に同時に係る場合は，(1) から (4) まで及び規則 34 の規定が商標登録出願人の変更に準用される。
- (6) ただし，出願が番号を受けていない又は番号が出願人若しくは代理人に不明である場合は，変更の記録請求は，商標登録出願の特定を可能にする要素を含まなければならない。
- (7) 商標は，強制執行，担保又は法律に定める他の物権の対象とすることができる。
- (8) 登録商標に関して，強制執行，担保又は法律に規定の他の物権を証明する書類の認証謄本が提出されたことが確認された場合は，これらは商標登録簿に記入され，法定手数料の納付を条件として BOPI に公告される。

規則 34 譲渡の記録

(1) 譲渡の記録請求が規則 32 にいう書類のすべてを伴ってはいない場合は、OSIM は、不足書類の提出のために 3 月の期間を付与し、書類が付与期間内に提出されない場合は、請求の拒絶を決定する。

(2) 2 以上の商標の譲渡の場合は、当該商標すべての所有者が 1 のみであり譲渡が 1 のみの新たな所有者に対してなされることを条件として、商標譲渡の記録につき単一の請求で十分とする。

(3) 所有者の変更が登録商標の商品及びサービスのすべてには係らない場合は、OSIM は、譲渡による所有者変更に関する商品又はサービスを記載して明確な登録をする。

(4) 規則 32 にいうすべての書類が提出されており、かつ、法定手数料納付の証明がなされていることを OSIM が確認した場合、OSIM は、譲渡を商標登録簿に記入し、これを BOPI に公告する。

(5) 譲渡が商標登録簿に記入されず BOPI に公告されない場合は、権原承継人は、商標登録から生じる権利を利用することはできない。

規則 35 ライセンスその他の権利の記録

(1) 商標に関するライセンスの記録請求又は物的権利の設定請求は、次を内容とする。

(a) 所有者の名称、住所又は登録事務所

(b) 所有者が職業代理人を有する場合は、その名称、住所又は登録事務所

(c) ライセンシー又は物的権利の使用者の名称、住所又は登録事務所

(d) ライセンシーが職業代理人を有する場合は、その名称、住所又は登録事務所

(e) 該当する場合は、ライセンシーが国民である国の表示、ライセンシーがパリ条約第 3 条の範疇の居住地、登録事務所又は事業所を有する国の表示

(f) 所有者が法人である場合は、その法定形態及び当該法人の組織化の法的枠組となった立法の帰属する国名

(g) ライセンス又は物的権利の記録請求の対象である商標の登録番号

(h) ライセンス又は物的権利の記録請求の対象である商標により表現される商品又はサービスの一覧

(i) ライセンスの付与期間

(j) ライセンスが付与される領域

(k) 所有者又はその代理人の署名

(2) 商標の登録対象である商品及びサービスの一部につき商標がライセンスの対象である場合、又はライセンスが適用地域に制限があるか若しくは一時的なライセンスである場合は、ライセンス記録の請求は、次を表示する。

(a) ライセンスが言及する商品及びサービス

(b) ライセンスが付与されるルーマニア領域の該当部分

(c) 場合により、ライセンスが付与される期間

(3) ライセンスの記録請求の提出時、法定手数料の納付証明が提出されなければならない、提出されない場合は、請求は如何なる効力も生じない。

(4) ライセンスの記録請求は、登録商標の所有者又はライセンシーによってなされなければならない、移転された権利を表示するライセンス契約の抜粋の認証謄本を伴わなければならない

い。

(5) (1)及び(2)に規定する要件が満たされない場合は、OSIMは、ライセンス記録の請求人に対し、欠陥の是正のために3月の期間を付与する。付与期間内に欠陥が是正されない場合は、OSIMは請求の拒絶を決定する。

(6) 商標に関する排他的ライセンスは、商標所有者及びライセンシーが「排他的ライセンス」の表示を明示的に請求した場合は、この表示の下に商標登録簿に記入される。

(7) 請求が、同一所有者及び同一ライセンシーに関しており、関係するすべての商標登録の番号が表示されており、ライセンス記録に係る法定手数料が当該商標の各々について納付されている場合に限り、2又はそれ以上の商標について単一の請求を提出することができる。

第 VIII 章 商標に係る権利の喪失

規則 36 権利の喪失

商標に係る権利は、次のときに喪失される。

- (a) 保護期間の満了
- (b) 権利所有者による明示的放棄
- (c) 所有者の権利の取消
- (d) 商標登録の抹消

規則 37 保護期間の満了

法第 30 条(5)に規定される期間の満了時に商標登録が更新されない場合は、OSIM は、当該商標の登録が最後の 10 年の保護期間満了日から効力を有さない旨を商標登録簿に記入する。

規則 38 放棄

(1) 商標放棄の宣言は、次を内容とする。

- (a) 商標登録番号
- (b) 所有者の名称、住所又は登録事務所
- (c) 代理人が任命されている場合は、その名称、住所又は登録事務所
- (d) 商標放棄が、一定の商品及びサービスのみに係る場合は、放棄の宣言の対象である商品及びサービスの一覧

(2) ライセンスが登録簿に記入されている場合は、放棄が商標登録簿に記入されるのは、商標所有者が自己の商標放棄の意図をライセンシーに対して通知したことを証明する書類を OSIM に提出した日の後 3 月の期間後に限るものとする。当該期間の満了前に、所有者がライセンシーの同意に係る証拠を OSIM に提出する場合は、放棄は直ちに記入されるものとする。

(3) 担保、強制執行又は現行法律に規定のその他の物的権利の対象である商標の所有者による放棄宣言は、商標登録簿に記入されない。

(4) (1) から (3) までに規定するすべての条件が満たされない場合は、OSIM は、商標放棄の記録請求人に対して当該不備是正のために 3 月の期間を付与する。不備が付与期間内に是正されない場合は、OSIM は、商標登録簿における商標放棄の記録の拒絶を決定する。

(5) 商標放棄は、商標登録簿への記入日から発効する。放棄は BOPI に公告されるものとする。

規則 39 商標登録の取消

(1) 商標における所有者の権利の取消又は商標登録の取消の申請は、ブカレスト裁判所の民事部において、法第 46 条又は第 47 条にいう理由により、利害関係人の何人も提出することができる。

(2) 取消申請は、少なくとも次を内容とする。

- (a) 取消の申請人の身元詳細
- (b) 取消の申請対象である登録商標に係る表示
- (c) 取消の根拠
- (d) 申請を裏付ける理由

(3) 取消申請の根拠が、法第 47 条(1)(b)の規定である場合は、当該申請が基礎とする権利に

係る詳細及び該当する場合は商標取消の申請人が先の権利を援用するに適格であることを証明する詳細を提出しなければならない。

(4) 取消申請の根拠が、法第 47 条(1) (d) 又は(e)にいう理由の 1 である場合は、取消申請が根拠とする権利に係る詳細及び該当する場合は商標取消の申請人が援用する権利の所有者であることを証明する詳細を提出しなければならない。

(5) 所有者の権利の取消又は商標登録の取消に関する終局判決は、関係人が OSIM に伝達しなければならない。

第 IX 章 団体標章及び証明標章

規則 40 団体標章の保護

(1) 規則 10 の要件にしたがって提出された団体標章の登録出願は、標章使用規約を伴わなければならない。

(2) 標章使用規約は、少なくとも次を明示しなければならない。

(a) 組合の名称及び登録事務所

(b) 組合の目的及び代表行為

(c) 組合構成員の条件

(d) 団体標章の使用を授権される者に関する詳細

(e) 団体標章の使用条件

(f) 組合の 1 構成員による団体商標の使用を所有者が禁止できる理由、及び規約不遵守の場合に適用することができるその他の制裁

(g) 団体標章所有者が当該標章に係る権利を移転する場合は、全構成員の同意に関する表示

(3) 団体標章出願が規則 10 にいう要件の 1 を満たさない場合、又は団体標章使用規約が(2)にいうすべての詳細を明示していない場合は、OSIM は、欠陥是正のために出願人に最長 3 月の期限を付与することができる。欠陥が付与期間内には是正されない場合は、OSIM は、出願の拒絶又は該当する場合は主張される優先権の承認の拒絶を決定する。

(4) 団体標章所有者は、第三者による標章の無断使用によって受けた損害補償につき、標章使用適格者の代理で、裁判所へ訴えることができる。

規則 41 証明標章の保護

(1) 規則 10 の要件に従って提出される証明標章の登録出願は、次を伴わなければならない。

(a) 証明標章の使用規約

(b) 商品及びサービスに係る品質の証明及び管理活動の法的行使の授権書又はそれを証明する書類

(2) 出願人が外国法人である場合は、当該法人は、(1) (b) に規定する書類の代わりに、本国における証明標章登録又は登録出願の証明書を提出しなければならない。

(3) 標章使用規約は、法第 57 条(2)にいう要素を明示しなければならない。

(4) 証明標章の使用につき所有者により与えられる権限は、標章使用規約により設定される相応の対価の、当該権限を受ける者による支払を条件とする。

(5) 証明標章所有者は、第三者による標章の無断使用の結果生じる侵害の補償につき、標章使用適格者の代理で裁判所へ訴えることができる。

(6) 証明標章の使用は、標章所有者又は活動が標章所有者と密接に経済的に関係する企業に帰属する商品又はサービスについては、禁止される。

第 X 章 地理的表示

規則 42 地理的表示の保護

(1) 地理的表示は、地理的表示により言及される商品とその原産地との間に、当該商品の品質、評判その他の特徴に関して密接な関係が存在する場合に限り、法第 72 条に従って保護される。地理的表示は、それが言及する商品が一定の地域に原産地を有するとの単なる事実については保護されない。

(2) ぶどう酒についての同音語による地理的表示の場合は、各々の表示は、当該ぶどう酒の生産者組合の名称を伴わなければならない。当該地理的表示が、それが言及する地域で生産されたぶどう酒を描写し提供するために伝統的に一貫して使用されていることを条件として、各々の地理的表示に保護が付与されるものとする。

(3) 法第 76 条 (b) の意義の範囲内で、商品の名称は、当該商品が最初に製造され、生産され又は販売された場所若しくは地域に言及していても、一定の種類の商品についての普通名詞となった場合は、一般名称とみなされ、地理的表示としては保護されない。

(4) 登録された地理的表示は、一般化したものとみなされず、公有財産となることもない。

規則 43 地理的表示の登録出願

(1) 地理的表示の登録出願は、次の事項を内容とする。

(a) 地理的表示登録及びその使用の権利の付与に係る明示的な請求

(b) 地理的表示登録を請求する生産者組合の名称及び登録事務所

(c) 地理的表示使用を授権された者から成る一覧

(d) 出願の主題である地理的表示

(e) 地理的表示が言及する製品の種類、並びに製造地及び生産地域の境界地に係る表示

(f) 生産者組合が職業代理人を任命している場合は、職業代理人の名称、住所又は登録事務所

(2) 地理的表示の登録出願は、次の事項を伴わなければならない。

(a) (4) に規定する要素を内容とする明細書

(b) 専門中央政府機関により発行される明細書に規定する要素を製品が遵守することの証明書

(c) 地理的表示登録手数料の納付証明書

(d) 該当する場合は、出願人の代理についての委任状

(3) 地理的表示登録の出願人が、外国生産者組合である場合は、出願は、次の書類を伴わなければならない。

(a) 本国において取得された保護の権利との一致の裏付書類の認証謄本

(b) 地理的表示登録手数料の納付証明書

(c) 出願人の代理についての委任状

(4) 地理的表示登録出願の付属書類である明細書は、少なくとも次の要素を内容とする。

(a) 地理的表示が言及する商品の名称

(b) 商品の説明及びその主たる特徴

(c) 生産地域の限定

(d) 商品が生産地域に原産地を有することを証明する要素

- (e) 商品取得方法の説明
- (f) 商品の当該地区又は原産地との関係を裏付ける要素
- (g) 商品の品質管理手続及び当該管理を実行する管轄機関に係る言及

規則 44 地理的表示の登録手続

- (1) 地理的表示の登録出願は、OSIM に対する出願日後 3 月以内に、法第 73 条、第 75 条及び第 76 条並びに本規則の規則 43 に規定する条件の審査の対象となる。
- (2) 出願が法定条項を満たす場合は、OSIM は、地理的表示の登録及び当該登録の使用の権利の、出願生産者組合に対する付与を決定し、当該決定から 2 月の期間内に、地理的表示及び地理的表示を使用する権利を与えられた者の一覧を BOPI に公告する。
- (3) 地理的表示登録に対する異議申立は、法第 76 条の規定の不遵守がある場合、又は当該地理的表示が抵触する可能性を有する対象である先の工業所有権で保護された権利に基づく合法的権利を何人かが有する場合は、出願公告から 2 月以内に行うことができる。
- (4) OSIM は、異議申立の写しを以て地理的表示登録出願人に通知し、異議申立の理由につき当該人による意見書提出の機会を与える。
- (5) 異議申立の理由が裏付けられる場合は、OSIM は、地理的表示登録出願を拒絶し、当該決定を BOPI に公告する。
- (6) 異議申立の理由が裏付けられない場合は、OSIM は、地理的表示登録簿に地理的表示を登録し、BOPI に公告し、出願生産者組合に対して地理的表示登録証及びその使用の権利の付与証明書を交付する。OSIM はまた、地理的表示の明細書により確定された商品管理管轄機関を BOPI に公告し、地理的表示登録簿に記載する。

規則 45 明細書の補正

- (1) 登録された地理的表示の使用を OSIM により授権された者は、科学技術知識の発展により又は地理的境界線の見直しにより必要となる場合は、明細書の補正を請求することができる。
- (2) 明細書の補正請求は、請求された補正事項が必須でない場合を除き、規則 44 に規定する手続の対象となる。
- (3) OSIM は、明細書に施された補正を地理的表示登録簿に記入し、BOPI において公告する。

規則 46 地理的表示を使用する権利の更新請求

- (1) OSIM により地理的表示の使用を授権された者は、使用の権利の更新を、10 年ごとの期間の満了前に OSIM に対して請求することができる。
- (2) 更新請求は、商品特徴の維持に係る専門中央政府機関の確認書及び法定手数料納付の証書を伴わなければならない。
- (3) (2) に規定する書類を欠く場合は、OSIM は更新の拒絶を決定する。

規則 47 地理的表示に係る権利の保護

- (1) 地理的表示に関する OSIM の決定は、関係ファイルの審査官によってなされる。
- (2) 地理的表示登録の取消申立が裁判所に対して提出された場合は、終局かつ撤回不能の判決が当事者により OSIM に伝達される。地理的表示登録が取り消された場合は、OSIM は、当該決定を公告し、その地理的表示を地理的表示登録簿から削除する。

(3) 終局かつ撤回不能の判決により地理的表示の使用を OSIM により授権されている者の権利が取り消された場合は、OSIM は、BOPI に当該決定を公告し、地理的表示登録簿に取消を記入する。

(4) 合法的権利を証明する者は、真の原産地又は種類、型、模倣その他同様の表示が商品上になされている場合でも無権限の者による地理的表示の使用を防止することを、法第 82 条(1)の意義の範囲内で裁判所に対して請求することができる。

(5) ぶどう酒又は蒸留酒についての地理的表示は、当該表示の使用を許諾された者が法第 82 条(2)に規定する行為を防止する権利を有することを以て、消費者が誤解を受けた又は不正競争行為がなされたことを証明する必要なく、追加保護を享受する。

第 XI 章 審判委員会

規則 48 審判委員会

商標地理的表示審判委員会(以下「審判委員会」という)は、OSIM 内で機能する。

規則 49 審判委員会の構成及び権限

- (1) 審判委員会は、次の者から構成される。
 - (a) 委員長—OSIM 長官又は権限委譲による審判政策決定管理会の管理者。これが欠ける又は不適格の場合は、委員長職には、副長官又は法務管理会の管理者が当たる。
 - (b) 構成員 2。このうち少なくとも 1 は法的有資格者とし、1 は事案の報告者とする。
- (2) 審判委員会事務局には、審判政策決定管理会の職員を当てる。
- (3) OSIM 長官は、審判委員会の構成員及び審判請求の解決期限を名目的に承認する。
- (4) 審判委員会は、法第 86 条(1)及び(2)にいう OSIM の決定に対してなされた審判請求を解決する権限を有する。

規則 50 審判請求の解決手続

- (1) 審判請求は、書面でなされるものとし、伝達後又は場合により BOPI での OSIM 決定の公告後 30 日以内に郵便によって又は電子的に OSIM 一般登録局に提出されるものとする。
- (2) 審判請求はルーマニア語で作成し、次を内容とする。
 - (a) 審判請求をした自然人の完全名称及び居住地又は場合により法人の名称及び登録事務所
 - (b) 審判請求の対象
 - (c) 審判請求の根拠となる理由
 - (d) 審判請求人の署名
- (3) 審判請求は、審判請求の裏付証拠書類、審判請求の法定手数料の納付証明書及び該当する場合は委任状を伴わなければならない。
- (4) 審判請求、証拠及び証明書は、当事者数と同じ部数で提出しなければならない。写しは、原本と一致することを提出当事者が認証しなければならない。当該書類が外国語で作成される場合は、ルーマニア語翻訳文を提出し、提出当事者が認証しなければならない。
- (5) 手続は、当事者の召喚を伴って遂行される。
- (6) 審判請求を受けた者は、審判請求解決のために指定された日前少なくとも 5 日以内に審判請求に対する応答を提出することを求められる。
- (7) 審判請求は、審判委員会に対して、直接又は代理人を介して提出し、支持することができる。
- (8) 審判委員会に対して、当事者は本人が出頭するか又は授権した工業所有権弁護士若しくは弁護士の代理を受けることができる。法人は、法定代理人又は代理法律顧問を審判委員会に出頭させることができる。

規則 51 審判請求会議の準備

- (1) 審判請求会議は、審判委員会書記官によって準備され、書記官は審判請求の証拠を特別登録簿において時系列で保管する。
- (2) 委員会の委員長は、審判請求委員会会議の不変期日を定め、当事者の召喚を取り決める。

- (3) 召喚された当事者が期日に出頭しない場合は、その当事者欠席のまま委員会手続をすることができる。
- (4) 審判請求の解決のための期日での当事者の出席は、当事者の召喚の手続における欠陥に優先する。
- (5) 商標部の審査官によって作成された審判請求に関する応答書は、審判請求処理のために定めた期日の少なくとも5日前に事案ファイルに添付されなければならない。
- (6) この応答書には、審判請求を支持するために審判請求人によって援用された理由に対する応答を含めなければならない。
- (7) 商標又は地理的表示登録の出願ファイルは、審判委員会の請求があるときは、商標部が同委員会に対し利用可能としなければならない。

規則 52 会議及び討議

- (1) 審判請求会議は公開とする。委員会は、公開の討議が当事者の1又は公序良俗を害する場合は、秘密会議とすることができる。
- (2) 委員会委員長は、会議を開会、休会及び解散する。
- (3) 委員会の書記官は、手続が完全であるか否か及び審判請求を処理するための手数料が納付されているか否かを調べ、相応に委員長に知らせる。
- (4) 期日に、当事者が出席していること、又は手続が適正に遵守されていることが確認されたことを条件として、委員長は、討議を開始し、審判請求人に発言権を与える。
- (5) 委員長は、審判請求又は応答に提示された事実を明確にするために当事者に質問することができ、原因の解明のための状況を、審判請求に含まれていないものであっても討議に付することができる。
- (6) 審査委員会の構成員は、委員長を介してのみ当事者に質問することができるが、委員長は構成員が直接質問を行うことに同意することができる。
- (7) 会議中に当事者によって提示された理由は、審判委員会書記官が議事録に記録しなければならない。
- (8) 当事者による確実に裏付けられた請求があるとき又は討議から新たな証拠の必要性が生じる場合は、委員会は、審判請求の裏付のためのすべての理由及び証拠を提示するため、又は防御のための理由及び証拠を完成するために新たな会期を定めることができ、現当事者は新たな会期の通知を受けるものとする。
- (9) (8)の場合、審判委員会は、委員長及び書記官によって署名された会議の結論によって、審判請求の解決の延期を取り決める。

規則 53 審判委員会の決定

- (1) 討議の終了後、審判委員会は、当事者を交えず事項を審理し、同日に会議内で決定を公告し、又は特別な場合には、訴訟原因の複雑さによっては、公告を最長3週間延期することができる。委員長が審判委員会構成員の所見を聴いた上で決定権を有する。
- (2) 審判委員会が、当該ファイルに説明又は書類の追加が必要であることを確認する場合は、新たな会議日を設け、当事者を招き、ファイルを改めて予定表に載せるものとする。
- (3) 会議の討議及び審判委員会の決定は、審判委員会の書記官が議事録に記入する。
- (4) 審判委員会の決定は、当該ファイルにおいてかつ審判請求会議において当事者により提

出された事実及び証拠のみに基づくものとする。

- (5) 決定がなされたときは、主文が議事録に記入され、報告者が決定草案を作成する。
- (6) 審判委員会の決定は、次を含まなければならない。
 - (a) 審判請求人の完全名称及び居所／登録営業所
 - (b) 職業代理人又は場合により弁護士 of 名称
 - (c) 審判請求ファイル番号
 - (d) 決定をした審判委員会の構成
 - (e) 審判請求の主題、当事者の理由及び当事者が提出した審判請求を裏付ける証拠
 - (f) 決定の基礎となる事実上及び法律上の理由
 - (g) 決定の主文
 - (h) 法的救済、救済の期限及び決定に対して審判請求することができる裁判所
 - (i) 決定が公開委員会で発表された旨の記載並びに審判委員会委員長及び構成員の署名。構成員の 1 が決定に署名することを妨げられた場合は、その決定の署名は委員長が行い、署名の妨げとなった理由が記載されなければならない。
- (7) 審判委員会の決定は、多数決でなされる。
- (8) 決定は、審判委員会の決定登録簿へファイルするために単一の原本で交付され、審判委員会書記官によって保管される。
- (9) 決定は、書記官が認証謄本として当事者に伝達する。
- (10) 審判委員会は、審判請求の解決のために次の決定の 1 をする。
 - (a) 審判請求を認容し、OSIM の決定を無効にするか又は補正すること
 - (b) 審判請求を拒絶し、OSIM の決定を維持すること
- (11) OSIM によって決定がなされる前に審判請求がなされた場合は、審判委員会は、不適時になされた審判請求に留意し、法及び本規則に従って手続をするために商標部へファイルを回付する。
- (12) 審判委員会が審判請求手数料の未納であること又は審判請求が理由を欠くことを確認する場合は、それぞれ法定手数料未納により又は理由の欠如により審判請求を拒絶するものとする。
- (13) 審判請求の解決について要するすべての費用は、当該費用の因をなした当事者により負担されるものとする。
- (14) 審判請求手続に係る規則 51 から規則 53 までの規定は、民事手続法のそれぞれの規定によって補完される。

規則 54 審判請求の証拠保管

- (1) 審判委員会に提出された審判請求の解決手続は、次の書類に記録される。審判請求電子登録簿、議事録及び審判委員会決定登録簿。
- (2) 審判請求が記入される審判請求登録簿は、次を含まなければならない。
 - (a) 審判請求の提出日及び登録番号
 - (b) 審判請求人、職業代理人又は場合により弁護士の完全名称
 - (c) 審判請求の主題
 - (d) 審判請求の解決のために定めた不変期日
 - (e) 提出された審判請求に関し審判委員会によって発表された決定

- (f) 法定手数料の納付を証明する会計書類番号(領収書, 為替等)
- (g) 審判委員会決定の番号, 決定が伝達された番号及び日付
- (3) 委員会の議事録は, 委員会討議の筆記を内容とする。
- (4) 審判委員会の決定登録簿は, 次を含まなければならない。
 - (a) 決定番号
 - (b) 審判請求ファイル番号
 - (c) 審判請求人, 職業代理人又は弁護士(場合により)の完全名称
 - (d) 審判委員会決定
 - (e) 決定の公告日
- (5) 審判請求の年次証拠が保管されなければならない。これは年次毎に最新番号 1 から始める。

第 XII 章 印刷された様式及び登録簿

規則 55 OSIM の印刷された様式

- (1) OSIM に対する手続においては、次の事項につき印刷された様式が使用されるものとする。
- (a) 商標登録出願
 - (b) 商標登録に対する異議申立
 - (c) 商標出願又は商標登録の補正
 - (d) 所有者又は職業代理人の名称又は住所の変更
 - (e) 商標譲渡の記録の請求
 - (f) ライセンスの記録又は物的権利の設定の請求
 - (g) ライセンスその他の権利の記録の削除又は補正の請求
 - (h) 商標放棄の宣言
 - (i) 商標登録更新の請求
 - (j) 地理的表示の登録出願
 - (k) 地理的表示使用の権利の更新請求
 - (l) 地理的表示登録に対する異議申立
 - (m) 代理についての委任状
- (2) OSIM は、(1) に規定する印刷された様式を無料で提供する。

規則 56 商標登録簿

- (1) 商標登録簿は、次の要素を内容とする。
- (a) 出願人の名称、住所又は登録事務所、及び出願人がパリ条約第 3 条の範疇の居所又は事業所を有する国の表示
 - (b) 商標登録出願の OSIM への提出日
 - (c) 商標登録出願の出願日及び出願番号
 - (d) 商標登録出願の公告日
 - (e) 職業代理人の名称、住所又は登録事務所
 - (f) 商標の複製
 - (g) 商標登録の対象である商品及びサービスの一覧
 - (h) 優先権主張に係る表示
 - (i) 商標の要素に対する排他的権利行使の放棄に係る出願人の宣言
 - (j) 商標が団体標章であるか又は証明標章である場合は、その明示的記載
 - (k) 商標の登録日及び登録番号
- (2) 商標登録簿には次の事項も記入される。
- (a) 所有者の名称、住所又は登録事務所に関する、又は出願人がパリ条約第 3 条の範疇の居所若しくは事業所を有する国の名称に関する変更
 - (b) 職業代理人の名称、住所又は登録事務所に関する変更
 - (c) 新たな職業代理人が任命された場合は、その名称、住所又は登録事務所
 - (d) 商標又は商品及びサービスの一覧に係る変更又は訂正
 - (e) 団体標章又は証明標章の使用規約に係る変更
 - (f) 商標に係る権利の移転又は物的権利の設定

- (g) 商標登録の更新
 - (h) 商標権の喪失に関する記載
 - (i) 所有者による商標の放棄宣言
 - (j) 商標の取消決定に係る，又は所有者の権利の取消決定に係る記載，及び商標削除の記載
 - (k) 職業代理人の削除
- (3) OSIM 長官は，商標登録簿へなされるべき登録及びその他の記載に関して決定することができる。

規則 57 地理的表示登録簿

- (1) 地理的表示登録簿は，次を内容とする。
- (a) 地理的表示登録の出願人である生産者組合の名称及び登録事務所
 - (b) 地理的表示登録出願の OSIM に対する出願日
 - (c) 職業代理人の名称，住所又は登録事務所
 - (d) 登録が申請された地理的表示
 - (e) 地理的表示の使用を授権された者の一覧
 - (f) 地理的表示が言及する商品の類型
 - (g) 明細書に関する記載
 - (h) 専門中央政府機関により交付された遵守証明書の番号及び詳細
 - (i) 本国において付与された保護の権利に係る表示
 - (j) 地理的表示の登録日及び登録番号
 - (k) 国際条約に基づいて保護される地理的表示の一覧
- (2) 地理的表示登録簿には，次の事項も記録される。
- (a) 生産者組合の名称及び登録事務所に係る変更
 - (b) 地理的表示の使用を OSIM により授権された者の一覧に係る変更
 - (c) 明細書の変更
 - (d) 地理的表示の使用の権利の更新
 - (e) 地理的表示登録の取消決定及び地理的表示削除に関する記載
 - (f) 地理的表示の使用を授権された者の権利取消の決定に関する記載
 - (g) 職業代理人の名称，住所又は登録事務所の変更
 - (h) 該当する場合は，新たな職業代理人の任命に関する記載
- (3) OSIM の長官は，地理的表示登録簿にその他の関連記載の登録を決定することができる。

規則 58 最終及び経過規定

法及び本規則の施行につき，OSIM 長官は，基準，命令，指令を発することができる。